

土壌汚染対策法のしおり

令和 8 年 4 月
石 川 県

第 1 土壌汚染対策法の概要

1 目 的 (法第 1 条)

「土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護すること」を目的としています。

2 対象物質 (特定有害物質) (法第 2 条、令第 1 条)

鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康被害を生ずるおそれがあるものとして、26 物質が定められています。

分 類	特定有害物質の種類	指 定 基 準		第二溶出量基準 (mg/L)	地下水基準 (mg/L)
		土壌溶出量 基準(mg/L)	土壌含有量 基準(mg/kg)		
第 1 種特定 有害物質 (揮 発 性 有機化合物)	クロロエチレン	0.002 以下	—	0.02 以下	0.002 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.02 以下	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.04 以下	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	1 以下	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.4 以下	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.02 以下	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.2 以下	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.1 以下	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	3 以下	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.06 以下	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.1 以下	0.01 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.1 以下	0.01 以下
第 2 種特定 有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下	0.09 以下	0.003 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	1.5 以下	0.05 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	1 以下	検出されないこと
	水銀及びその化合物	0.0005 以下、かつ、 アルキル水銀が検出 されないこと	15 以下	0.005 以下、かつ、 アルキル水銀が検出 されないこと	0.0005 以下、かつ、 アルキル水銀が検出 されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下	0.01 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下	0.01 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下	0.01 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4000 以下	24 以下	0.8 以下
第 3 種特定 有害物質 (農薬等)	ほう素及びその化合物	1 以下	4000 以下	30 以下	1 以下
	シマジン	0.003 以下	—	0.03 以下	0.003 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.2 以下	0.02 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.06 以下	0.006 以下
	P C B	検出されないこと	—	0.003 以下	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	—	1 以下	検出されないこと

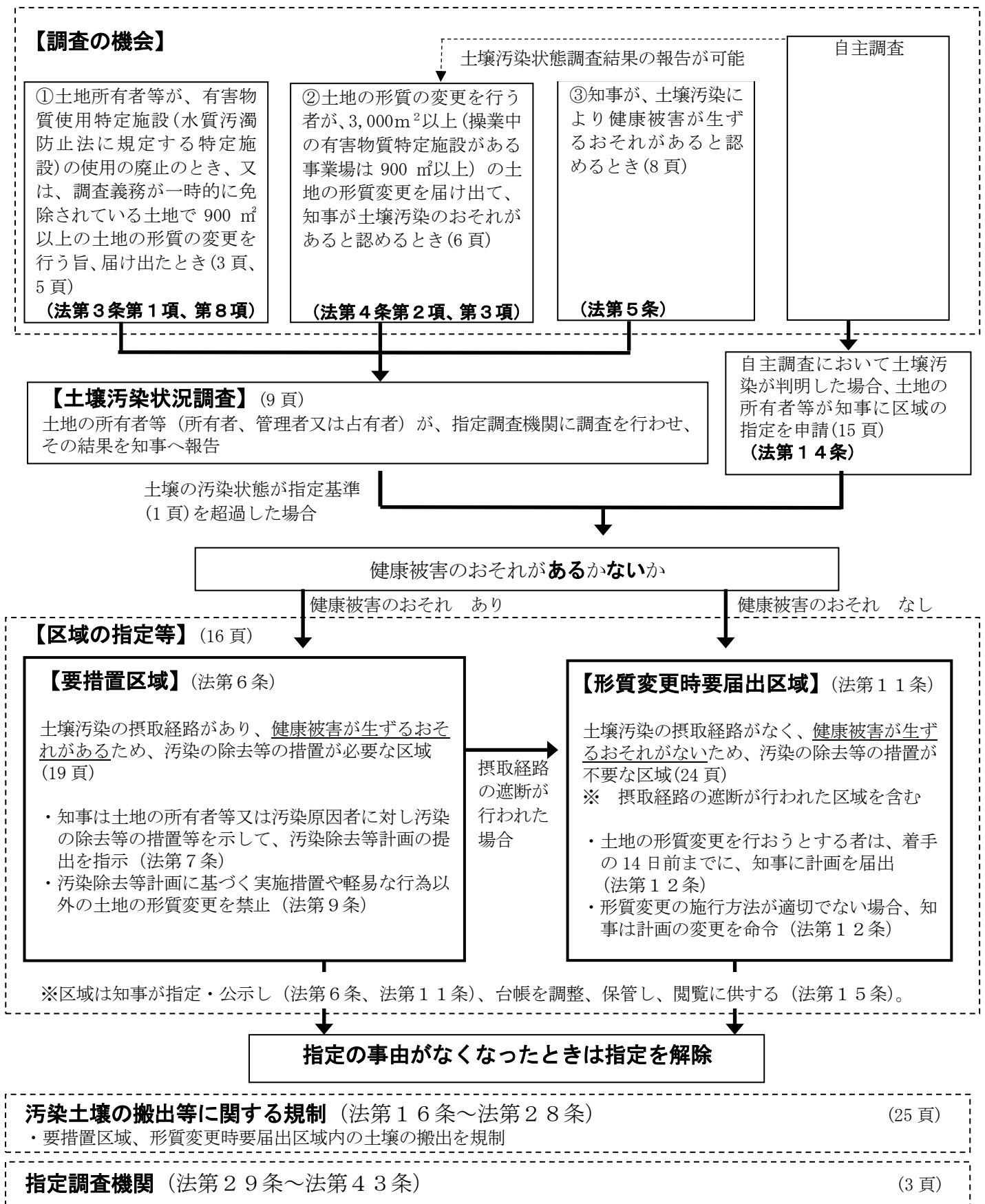
最近の主な改正状況

平成 31 年 4 月施行：土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大、汚染の除去等の措置内容に関する
計画提出命令の創設、リスクに応じた規制の合理化 等 (法改正)

令和 3 年 4 月施行：カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンに係る基準の見直し (規則改正)

3 制度の概要

土壤汚染による環境リスクの管理として、土壤汚染に係る土地を的確に把握するため、汚染の可能性のある土地について、一定の機会をとらえて、土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査を行い、環境リスクに応じた措置を講ずる制度になっています。



第2 土壤汚染状況調査（法第3条、第4条、第5条共通）

土壤汚染状況調査は、土地を所有等する権原に基づき、土地の所有者等が自らの土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況を把握するものとして実施します。

① 土地の所有者等

「土地の所有者等」とは、土地の所有者、管理者及び占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し調査の主体として最も適切な一者に特定され、通常は、土地の所有者が該当します。
なお、土地が共有物である場合は、共有者のすべてが該当します。

【土地の所有者以外の管理者又は占有者が該当する場合とは】

土地の管理及び使用収益に関する契約関係、管理の実態等からみて、土地の掘削等を行うために必要な権原を有する者が、所有者ではなく管理者又は占有者である場合です。

例としては、所有者が破産している場合の破産管財人、土地の所有権を譲渡担保により債権者に形式上譲渡した債務者、工場の敷地の所有権を既に譲渡したがまだその引渡しをしておらず操業を続けている工場の設置者等が考えられます。

② 調査の実務者（指定調査機関）

土壤汚染状況調査は、土地の所有者等が環境大臣（一の都道府県の区域において行う場合は知事。石川県知事が指定した調査機関はありません。）の指定を受けた者（「指定調査機関」といいます）に依頼して行ってください。指定調査機関は、環境省ホームページに記載されています。

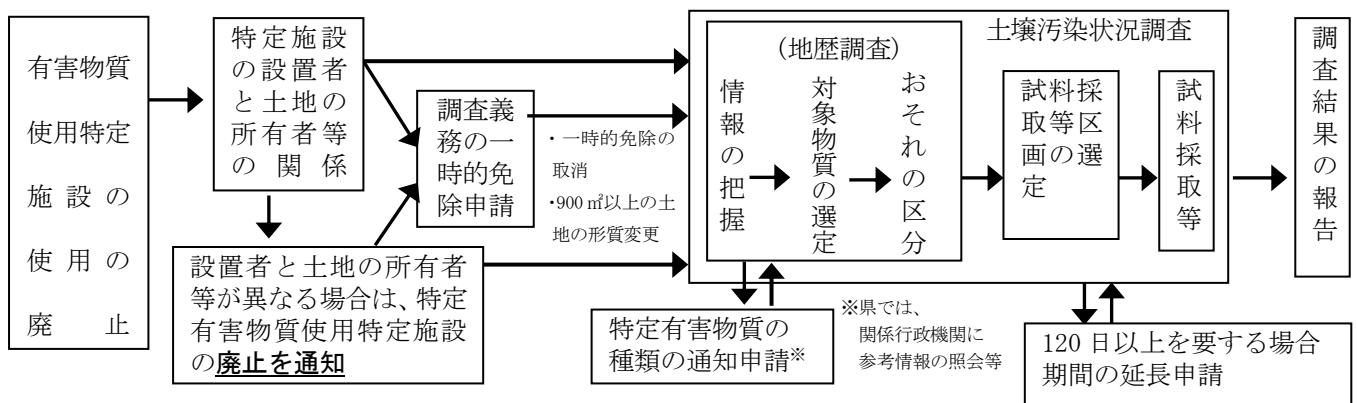
環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/water/dojo.html>

③ 土地の形質の変更とは

土地の掘削、盛土の他、土地の形状を変更する行為全般をいいます。

1 有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法特定施設）の使用の廃止のとき（法第3条）

使用が廃止（施設の使用をやめるか、又は施設の使用は続けるが特定有害物質の使用をやめる時点）された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法の特定施設であって、特定有害物質を製造・使用・又は処理するもの）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等であって、有害物質使用特定施設を設置していたもの又は知事から通知を受けた者は、指定調査機関に土壤の特定有害物質による汚染の状況を調査(9頁)させ、その結果を知事に報告しなければなりません。



(1) 調査結果の報告期限（法第3条、規則第1条）

調査の義務が発生した日から起算して、120日以内に知事へ報告してください。

なお、期限内に報告できない特別の事情があると認められるときは(3)により報告期限を延長することができます。

区 分	報 告 期 限	報告様式	備 考
①土地の所有者等が当該有害物質使用特定施設を設置していた者である場合	使用が廃止された日から120日以内	様式第1	
②知事から有害物質使用特定施設の使用の廃止の通知を受けた場合	知事からの通知を受けた日から120日以内		
③法第3条第1項ただし書の確認が取り消された場合	規則第21条の確認の取り消しの通知を受けた日から120日以内		

※ 「有害物質使用特定施設」とは、意図的に特定有害物質を使用等するものに限られ、特定有害物質を微量に含む原材料を用いるが当該特定有害物質に対し、何らの働きかけをしない施設（例 生コンクリート製造用のパッチャープラント、廃棄物処理施設、下水道終末処理施設 等）は含まれません。

(2) 調査の対象となる特定有害物質（法第3条、規則第3条）

使用が廃止された有害物質使用特定施設において使用等されていた特定有害物質及びその分解生成物(10頁)のみならず、調査対象地における過去の土壌の汚染の状況に関する調査の結果や特定有害物質の埋設等、使用等及び貯蔵等の履歴を踏まえ、汚染のおそれがあると思料される特定有害物質の種類を対象として調査を行います。

このため、調査実施者（指定調査機関）は、知事に対し、試料採取の対象とすべき特定有害物質の種類を通知を申請することができます。結果は申請後30日以内に調査実施者に通知します。

また、有害物質使用特定施設を設置していた者は、当該土地における土壌汚染状況調査を行う指定調査機関の求めに応じて、製造、使用、又は処理していた有害物質の種類、使用等されていた位置、異常等が確認された場合の記録等の情報を提供するように努めるものとされています。

区 分	提出期限	様 式	添 付 書 類	備 考
特定有害物質の種類 の通知申請 (規則3条1項)	土壌汚染状況調査において必要と認める時期	様式第2	調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を記載した書類	

(3) 調査期間延長の申請（法第3条、規則第1条）

(1)の期間内（120日以内）に調査結果を報告することができない特別の事情があると認められるときは、土地の所有者等の申請により、その期限を延長することができます。

区 分	提出期限	様 式	添 付 書 類	備 考
調査期間の延長の申請 (規則1条)	特別の事情があるとき	任 意	特別の事情を示す書面	

【特別の事情の事例とは】

- ① 自然災害の発生や気象条件により一定期間は調査が困難であること
- ② 土地が広大であり調査の実施に長期間を要すること
- ③ 建築物をまもなく除却する予定であり除却時に併せて調査に着手することが合理的であること
- ④ 調査業務についての入札や行政機関による予算支出などの手続に一定の期間を要すること

(4) 調査義務の一時的免除の申請（法第3条第1項ただし書き）

有害物質使用特定施設の使用が廃止された場合であっても、当該土地について予定されている利用の方法からみて、土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けたときは、その状態が継続する間に限り、調査の実施が一時的に免除されます。

区 分	提出期限	様 式	添 付 書 類	備 考
①土壤汚染状況調査の一時的免除の確認申請（法3条1項ただし書）	遅滞なく	様式第3	・土地の利用方法が確認できる書面 ・土地の場所を明らかにした図面	
②所有権の譲渡、相続、合併等により、その地位を承継した場合（規則16条4項、5項）	遅滞なく	様式第4	地位の承継が確認できる書面	有害物質使用特定施設の設置状況等の情報が適切に引き継がれること
③予定されている土地の利用方法に変更が生じた場合（規則19条1項、2項）	遅滞なく	様式第5	・利用方法が確認できる書面 ・工場・事業場の敷地及び確認を受けた土地の場所を明らかにした図面	土地利用の方法が調査義務の一時的免除が可能な土地の基準に該当しなくなった場合、知事はその旨を所有者等に通知します。（規則21条） この場合、(1)の表中の③(4頁)に該当し、調査が必要となります。

【調査義務の一時的免除が可能な土地】（規則16条3項）

- ① 工場・事業場（関係者以外立ち入りできないものに限る）敷地として引き続き利用される土地
 - ・引き続き同一事業者が管理する土地のすべてを一般の者が立ち入ることのない倉庫に変更する場合
 - ・有害物質使用特定施設を廃止し、新たな施設を設置するまでの間、更地として社内保有し、管理する場合（新たな施設を設置時期は明確であるもの）
 - ・一般の者も立ち入ることができる大学等の敷地については、有害物質使用特定施設が廃止された後に、引き続き同じ大学等の敷地として用いられる土地
- ② 小規模な工場・事業場で、住居が一体として設置されており、その住居に設置者が居住し続ける土地
- ③ 操業中の鉱山及びその附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山等の敷地

(5) 調査義務の一時的免除中の土地における土地の形質の変更（法第3条第7項、第8項）

(4)により調査義務が一時的に免除されている土地において「900㎡以上」の土地の形質の変更を行うおとす場合は、あらかじめ知事への届出が必要です。この場合、土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調査を行い、その結果を報告するように命じます（法第3条第8項）。

なお、この調査命令に基づく調査は、法第3条第1項の調査義務を果たすものではなく、ただし書の確認が取り消された場合に、あらためて土地の所有者等に調査義務が発生します。

区 分	提出期限	様 式	添 付 書 類	備 考
①一時免除中の土地における土地の形質の変更の届出（規則21条の2、21条の3）	あらかじめ（余裕をもって届けてください）	様式第6	土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図	届出があれば、必ず調査の実施及び報告を命じます。 なお、調査を行う範囲は、土地の形質の変更を行う範囲（盛土部分は除く）となります。
②調査命令に係る報告（規則21条の6）	命令により定められた期限	様式第7	土壤の特定有害物質による汚染状況の調査の方法及び結果	

【届出が不要な行為とは】（規則第21条の4）

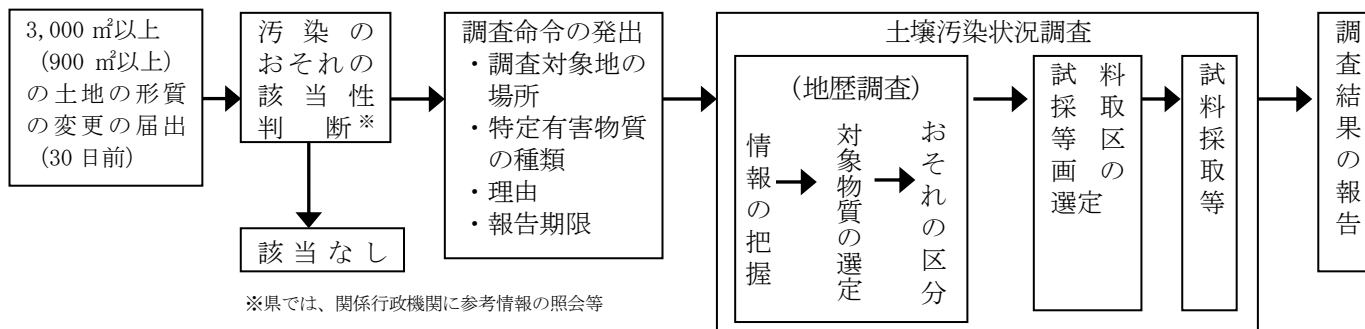
次の①から②のいずれかに該当する行為は、改変面積が900㎡以上であっても届出は不要です。

- ① イからハのいずれにも該当しない行為又は鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
 - イ 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
 - ロ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
 - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること。
- ② 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 一定規模以上の土地の形質変更時の調査命令（法第4条）

一定規模以上の土地の形質の変更（掘削や盛土）をしようとする者は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに知事へ届け出なければなりません。

この届出を受けた場合、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認めるとき、知事は土地の所有者等に対し、調査(9頁)を行い、その結果を報告するよう命じます。



(1) 届出（法第4条第1項、第2項）

同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して「3,000m²以上」「現に有害物質使用特定施設が設置されている工場等の敷地、又は、法第3条第1項に係る工場等の敷地（調査報告をした土地、ただし書き確認を受けた土地を除く）にあつては900m²以上」となる場合は、まとめて一の土地の形質の変更として、届け出てください。

また、届出の際、土地の所有者の全員の同意を得て、先行して指定調査機関による土壌汚染状況調査(9頁)を実施し、届出と併せて調査結果を報告（規則第25条の3。様式第7）することができます。この報告において調査方法や結果に不備がない場合等は(2)の調査命令の対象となりません。

区分	提出期限	様式	添付書類	備考
土地の形質の変更の届出 (規則第23条)	土地の形質の変更に着手する日の30日前まで (契約事務や設計等の準備行為を含まない)	様式第6	<ul style="list-style-type: none"> 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図（掘削部分と盛土部分が区別して表示されていること）、立面図、断面図 土地の所有者等の所在が明らかとなる書面（登記事項証明書等） 	

【届出の義務を負う者とは】

土地の形質の変更をしようとする者であり、施行に関する計画の内容を決定する者です。（例えば、土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では開発業者等が該当し、また、工事の請負の発注者と受注者の関係では一般的に発注者が該当します。）

【届出が不要な行為とは】（法第4条第1項第2号、第3号、規則第25条）

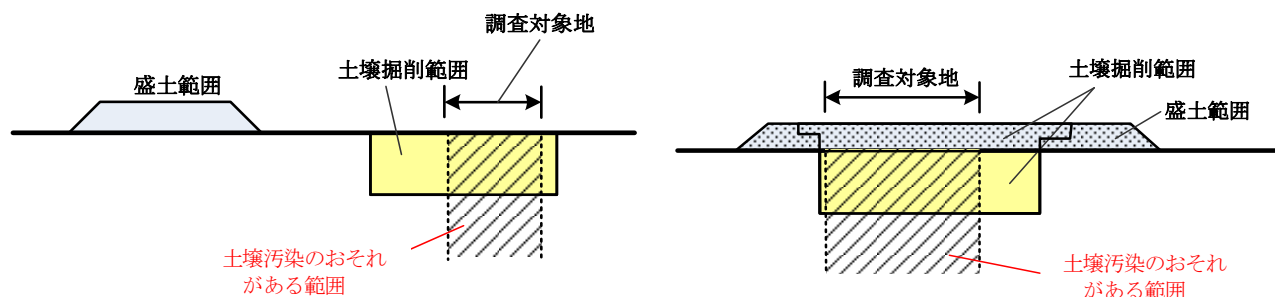
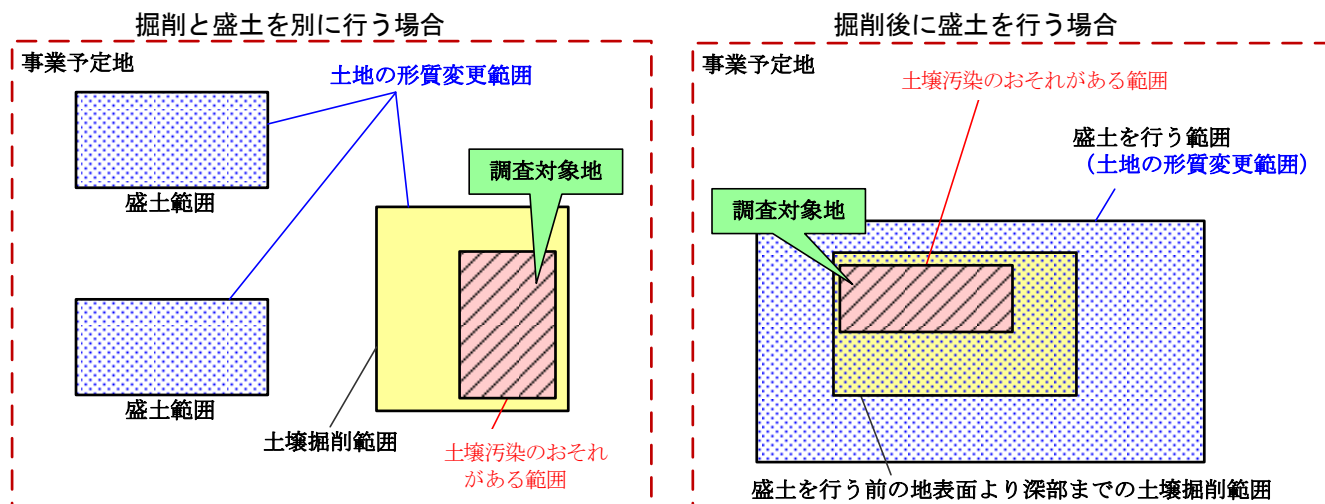
次の①から⑥のいずれかに該当する行為は、3,000m²以上(900m²)であっても届出不要です。

- ① イからハのいずれにも該当しない行為
 - イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること
 - ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
 - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること。
- ② 農業を営むために通常行われる行為であつて、土地の区域外へ搬出をしないもの
- ③ 林業の用に供する作業路網の整備であつて、土地の区域外へ搬出をしないもの
- ④ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- ⑤ 知事が調査した結果、基準不適合土壌が存在するおそれがない等と知事が指定した土地の形質の変更
- ⑥ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 調査命令（法第4条第3項）

(1)の土地の形質の変更の届出を受けた場合、「特定有害物質によって汚染されているおそれがある基準」に該当すると認めるとき、知事は土地の所有者等に対し、指定調査機関に土壤汚染状況調査を行わせて、その結果を報告するよう命じます。

なお、調査の命令の対象となる土地は、土地の形質の変更が行われる土地のうち「掘削部分」であって、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがある基準に該当する土地になります。また、「盛土部分」は、土地が汚染されていたとしても、調査命令の対象とはなりません。



【特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地とは】（規則第26条）

- ① 特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地
(例) 自主調査等で基準不適合が明らかな土地
- ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、地下に浸透していた土地
- ③ 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地
(例) 過去に有害物質を使用する水質汚濁防止法特定施設が設置されていた土地
- ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地
(例) ガソリンスタンド等
- ⑤ ②から④の土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないおそれがある土地
(例) 鉱山の敷地であった土地（鉱業権の消滅後5年経過し、かつ、鉱山保安法の鉱害防止設備がないもの）

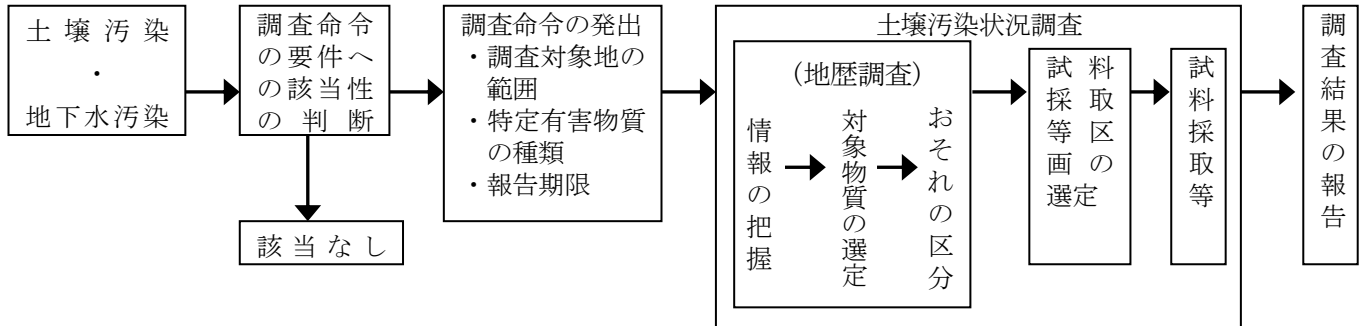
(3) (2)の調査命令を受けたときの調査の実施及び留意事項

土地の所有者等は、指定調査機関に調査(9頁)させて、その結果を知事に報告(調査報告期限は、調査の障害となる構造物のない更地の場合、命令から120日程度が目安)しなければなりません。

また、土壤汚染状況調査の結果報告が終了するまでの間、当該土地においては調査以外の土地の形質の変更を行うことのないよう注意してください。

3 健康被害が生ずるおそれがあると認められる場合の調査命令（法第5条）

土壤汚染が存在する蓋然性が高い土地であって、かつ、汚染があるとすればそれが人に摂取される可能性がある土地として、調査命令の要件に該当する土地があると認めるときは、知事は土地の所有者等に対し、指定調査機関に調査を行わせて、その結果を報告するよう命じます。



【調査命令の要件とは】 Aの要件及びBの要件を満たすこと

Aの要件

次の①～③の要件のうち、いずれかに該当すること

- ① 土壤溶出量基準に不適合で、その土壤汚染に起因して現に地下水汚染が生じ、又は生ずることが確実であり、それにより地下水汚染が拡大するおそれのある区域に飲用井戸等があること(16頁)
- ② 土壤溶出量基準に不適合のおそれがあり、その土壤汚染に起因して現に地下水汚染が生じ、かつ地下水汚染が拡大するおそれのある区域に飲用井戸等があること(16頁)
- ③ 土壤含有量基準に不適合又はそのおそれがあり、その土地に関係者以外の人が立ち入ることのできる土地であること

Bの要件

次の①及び②のいずれにも該当しないこと

- ① 法第7条第6項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられていること
(ただし、措置の実施中、又は計画中也含みますが、調査命令が発出する可能性があることを知った後のものは除きます。)
- ② 鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山の敷地であった土地であること

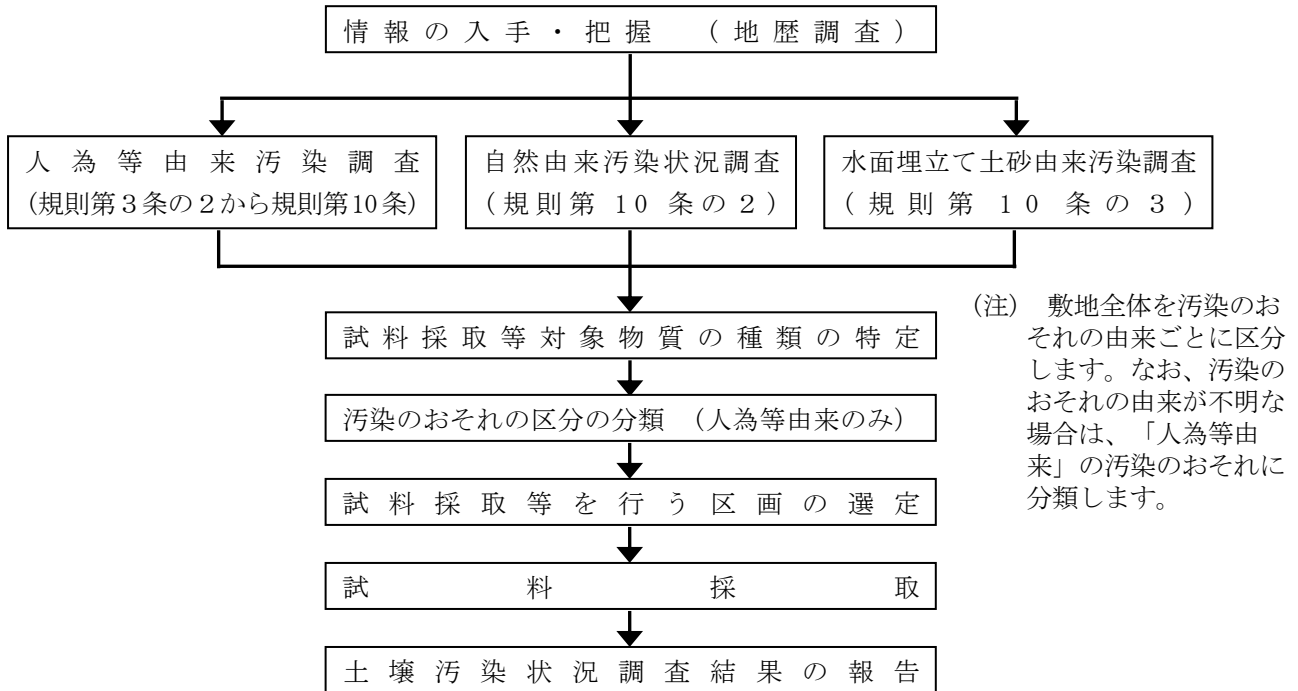
注) 廃棄物最終処分場の跡地が埋立等の終了の後も引き続き一般環境から区別されている場合等であれば、それが適切に管理されている限りにおいて、特定有害物質を含んでいたとしても人が摂取する可能性はないと考えられることから、調査の命令の対象とはなりません。

なお、非鉄製錬業や鉄鋼業の製錬・製鋼プロセスで副生成物として得られるスラグ等や石炭火力発電に伴い排出される石炭灰等が土木用・道路用資材等として用いられ、かつ、周辺土壤と区別して用いられている場合は、そもそも土壤とはみなされません。

第3 土壤汚染状況調査の方法（法第3条、第4条、第5条共通）

土壤汚染状況調査の方法は、法第3条(3頁)、第4条(6頁)及び第5条(8頁)とも基本的に同じ方法ですが、土地の所有者等が指定調査機関に土壤汚染状況調査を行わせて実施します。

この場合、指定調査機関は、対象地を自然由来、水面埋立て土砂由来、人為等由来の汚染のおそれがある土地に分類し、特定有害物質ごとに、それぞれに応じた方法で試料採取等を行う区画の選定等を行います(規則第3条第6項)。



1 調査対象地の土壤汚染のおそれの把握（地歴調査）

調査実施者（指定調査機関）は、調査対象地及びその周辺の土地について、土地利用の履歴、特定有害物質の使用等の状況、土壤及び地下水の汚染の概況等の土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握し、26種の特定有害物質のうち土壤溶出基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがあると認められる種類について、試料採取等の対象とすべきものとして選定します。

地歴調査においてなすべき調査の項目及びその手順については、「土壤汚染状況調査における地歴調査について」（平成24年8月17日付け環境省水・大気環境局土壤環境課長通知）を参照して下さい。

【周辺の土地とは】

調査対象地の周辺の土地であって当該調査対象地における汚染のおそれを把握する上で参考となる情報に係る土地のことを示します。

【土壤溶出基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがあると認められ、試料採取等の対象とすべき特定有害物質の種類とは】

- ① 汚染状態が土壤溶出基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかとなった特定有害物質
- ② 履歴から埋設等、使用等又は貯蔵等をしていたことが判明した特定有害物質及びその分解生成物等

2 人為等由来汚染調査

(1) 区画の設定

調査対象地を100平方メートル単位の区画に分割し、調査実施者（指定調査機関）が行う土地の利用履歴等の調査の結果に基づき、各区画を土壤汚染が存在するおそれに応じて3種類に分類し、各区画を分類ごとに定められた方法に従って、土壤等の試料の採取及び測定を実施します。

(2) 土壤汚染のおそれの区分の分類（規則第3条の2）

おそれの区分の分類	土地の特徴	例
土壤汚染のおそれがないと認められる土地 「A」	特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等を行っていた土地や、その使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地からその用途が全く独立している状態が継続している土地	<ul style="list-style-type: none"> ・山林、緩衝緑地、従業員用の居住施設や駐車場、グラウンド、体育館、未利用地等 ・平成24年6月以降に設置された水質汚濁防止法第12条の4に定められた地下浸透防止のための構造等の基準に適合する有害物質使用特定施設がある場合で、同法第14条第5項に規定する点検記録により点検が適切に行われ特定有害物質が地下浸透したおそれがないと確認された場所
土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地 「B」	直接に特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所（就業中の従業員が出入りできるものに限る。）、作業場、資材置き場、倉庫、従業員用・作業車用通路、事業用の駐車場、中庭等の空き地（就業中の従業員が出入りできるものに限る。）、複数の工場棟を有する場合において有害物質使用特定施設と一連の生産プロセスを構成していない工場棟の敷地等
A及びB以外の土地（便宜上、おそれが多い土地と記します） 「C」	土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	<ul style="list-style-type: none"> ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等が行われた土地 ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地 ・上記の施設を設置している土地、当該施設と繋がっている配管、当該施設と配管で繋がっている施設及びその建物、当該施設及びその関連施設の配水管及び排水処理施設

(3) 分解生成物（規則第8条）

第一種特定有害物質の調査にあたっては、分解生成物が含まれ、調査の対象となります。

過去の調査結果等で使用履歴が明らかとなった特定有害物質	同左の分解生成物である特定有害物質
四塩化炭素	ジクロロメタン
1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン

(4) 調査対象地の区画ごとに行う試料採取等の方法（規則第4条第4項他）

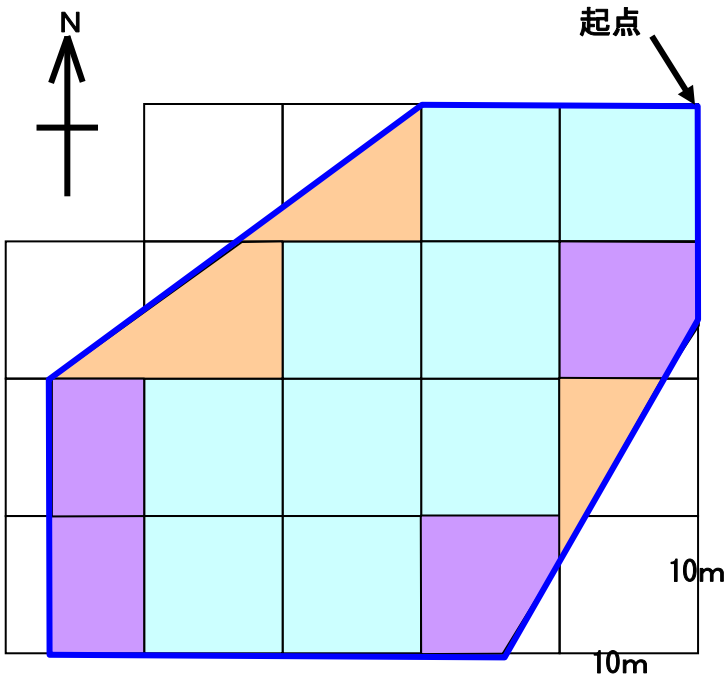
調査実施者（指定調査機関）は、おそれの区分の分類、調査対象物質の種類に応じ、次により、10m格子（単位区画）ないし30m格子で、土壌ガス調査及び試料採取を行います。

なお、土壌汚染のおそれがないと認められる土地「A」では、試料採取等は不要です。

分類	単位区画・30m格子の状況	試料採取地点	試料採取等の方法	
				調査の深度
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	「C」の単位区画	単位区画ごとにすべての区画の中心地点	土壌ガス調査 (地下水の存在により土壌ガスを採取できない場合には、地下水調査)	<土壌ガス調査> 地表から概ね80~100cm
	30m格子内に「B」の単位区画がある場合で、中心単位区画が調査対象地の場合	中心の単位区画の中心地点		
	30m格子内に「B」の単位区画がある場合で、中心単位区画が調査対象地でない場合	30m格子内の「B」の単位区画のうち1区画の中心地点	※土壌ガス調査において検出された場合には、土壌溶出量調査	<土壌溶出量調査> ① 汚染が生じた場所又は表層 ② ①から深さ50cm ③ 深さ1mから10mまで1mごと ④ 帯水層の底面の土壌（地表から10m以内の場合）
	「A」の土地	試料採取等を行わない		
第二種特定有害物質 (重金属等)	「C」の単位区画	単位区画ごとにすべての区画の中心地点	土壌溶出量調査及び 土壌含有量調査	・汚染のおそれが生じた場所の位置（調査義務の契機となった有害物質使用特定が設置されていた時点の地表や地下配管の高さ）から、深さ50cmまでを採取 ・但し、汚染位置が地表又は明らかでない場合には、表層（0~5cm）と深さ5~50cmを均等混合
	30m格子内に「B」の単位区画が6以上	「B」の単位区画のうち5区画の中心地点で採取し、これらを均等混合		
	30m格子内に「B」の単位区画が5以下	「B」の単位区画すべての中心地点で採取し、これらを均等混合		
	「A」の土地	試料採取を行わない		
第三種特定有害物質 (農薬類)	「C」の単位区画	単位区画ごとにすべての区画の中心地点	土壌溶出量調査	同上
	30m格子内に「B」の単位区画が6以上	「B」の単位区画のうち5区画の中心地点で採取し、これらを均等混合		
	30m格子内に「B」の単位区画が5以下	「B」の単位区画すべての中心地点で採取し、これらを均等混合		
	「A」の土地	試料採取を行わない		

- (注) 1 単位区画内で中心地点よりも土壌汚染が存在する可能性が高い部分がある場合、当該地点で試料採取する。
 2 中心地点が急傾斜地の場合や、使用中の構造物が存在し、その構造物の除去が調査後の土地利用に著しい支障をきたす場合等、当該地点において試料の採取を行うことが困難な場合には、同じ単位区画内の別の地点で試料を採取できる。
 3 舗装等により土壌が表面に現れていない場合には、舗装等を除去してから試料を採取することを基本とする。
 4 30m格子で汚染が判明したときは、単位区画で試料採取を行う。
 5 土壌ガス調査の検出：ベンゼンについては0.05volppm以上、ベンゼン以外については0.1volppm以上を検出とする。
 6 法第5条の命令に基づく調査については、土壌汚染が判明せず、土壌溶出量基準及び第二溶出基準に適合しないとみなされる土地がない場合には、追加調査として、地下水の調査を行い、ボーリングによる土壌溶出量調査を行う。
 7 試料採取等の対象とする深さは、土地の形質の変更を契機した調査（法第3条第8項、第4条第2項、第4条第3項）のとき、最大形質変更深さより1mを超える深さに汚染のおそれがあると認められる場合であっても当該汚染のおそれは試料採取等の対象としないことができる。また、一つの試料採取等の結果を用いて評価が行われる範囲内における最大形質変更深さ（単位区画における最も深い形質変更の深さ）のうち、最も深い位置の深さより1mを超える深さの位置の土壌の採取を行わないことができる。

< 土壌汚染調査の単位区画の設定のイメージ図 >



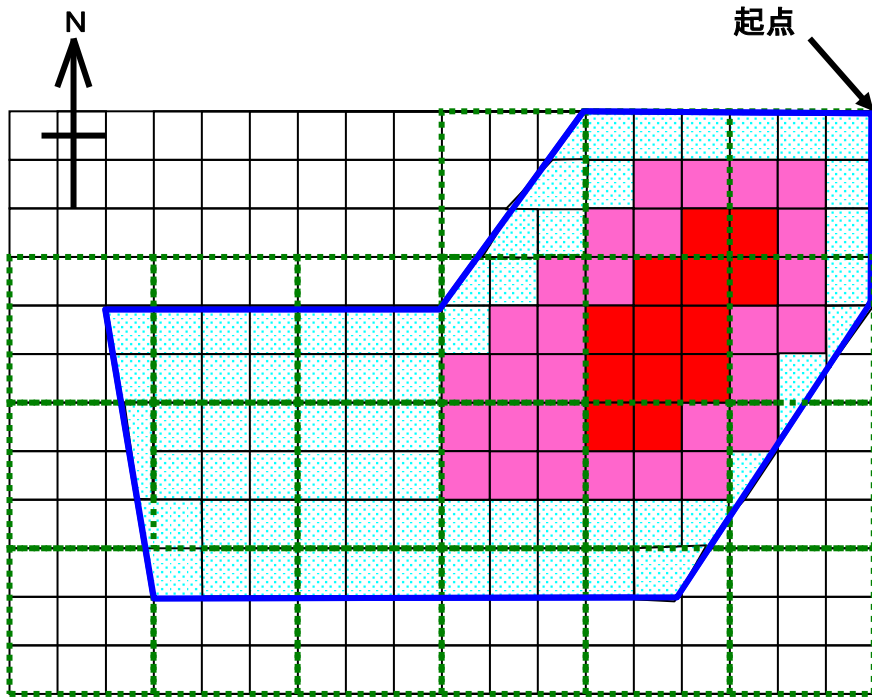
単位区画の設定 (規則第4条)

① 調査地域のうち最も北の地点 (複数ある場合は最も東の地点) を起点とする。

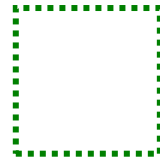
【特例】(規則第5条)

- ・ 調査の対象地が複数ある場合は、複数ある対象地の起点のうち、最も北にある地点を起点として区画を設定できる。
- ・ 過去に土壌汚染状況調査を行った土地においては、過去の調査の起点を利用して区画を設定できる。

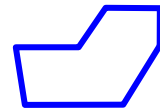
② 起点から東西方向・南北方向に 10m 間隔で区分される区画を基本とする (単位区画という)。隣接部分との合計が 130m^2 以内であれば、隣接区間を合わせて 1 つの単位区画とすることができる。ただし、統合した単位区画の長軸 (区画の辺と平行な軸の最大値) が 20m を超えるように統合することはできない。



単位区画 (10m x 10m)



30メートル格子 (30m x 30m)



調査対象地

- 第3条関係
工場又は事業場の敷地であった土地のすべての区域
- 第4条関係
掘削部分であって、汚染されているおそれがある土地
- 第5条関係
土壌汚染の蓋然性が高く、かつ、人の曝露の可能性のある土地

試料採取地点の設定

調査地域について汚染状況により 3 段階に分類し調査を行う

- 汚染のおそれが多い土地 (■) で示す地点 → 単位区画ごとに土壌調査を実施
- 汚染のおそれが少ない土地 (■) で示す地点 → 原則 30メートル格子を単位として土壌調査を実施
- 汚染のおそれがない土地 (■) で示す地点 → 土壌調査は行わなくてよい

3 自然由来汚染調査（規則第10条の2）

地歴調査の結果、調査対象地の試料採取等対象物質がシアン化合物を除く第二種特定有害物質であり、かつ、人為汚染が確認できない場合については、自然由来の土壤汚染である可能性があるため、通常の土壤汚染調査方法とは別の調査方法によって調査を行います。

区 分	調査対象地の区画の方法	試料採取の方法	
		基準不適合土壤の地層位置が明らかでない場合	基準不適合土壤の地層位置が明らかである場合
自然由来の土壤汚染地 〔シアン化合物を除く第二種特定有害物質であって、人為的汚染を確認できない場合〕	調査対象地の最も離れた30m格子の区画内の各1地点の合計2地点で採取 (但し、当該2地点が900m四方に含まれない場合は、900m四方ごとに2地点で採取)	地表から深さ10mまでの土壤をボーリング調査し、土壤含有量及び土壤溶出量を測定 ① 表層の土壤及び深さ5~50cmの土壤を同じ重量混合 ② 深さ1mから10mまでの1mごとの土壤	地表から深さ10mまでの土壤であって、当該地層内にあるものを採取し、土壤含有量及び土壤溶出量を測定 左の①又は②の土壤のうち、当該地層内にある土壤を採取
	自然由来盛土等 30m格子の中心地点で採取 (自然由来盛土等に使用した土壤が一の均一な汚染状態にある土地では、2地点目以降の省略可)		

【自然由来盛土とは】 次のいずれにも該当する土壤のことを指します。

- ① 調査対象地と専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の汚染のおそれがある土壤が地表から10mまでの深さより浅い位置に分布している土地の土壤であること。
- ② 次のいずれかの土壤であること。
 - ・900m未満の移動による掘削・盛土
 - ・基準不適合の状態が同じであることが確認された土地間で移動した土壤

【参 考】 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するかどうかの判定方法

1 土壤溶出量基準に適合しない場合

汚染原因が不明であること、土壤汚染状況調査において土壤汚染が地質的に同質な状態で広がっていることに加え、次の3つの観点から検討を行い、そのすべてについて以下の条件を満たすか否かで判断する。

(1) 特定有害物質の種類等

土壤溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類がシアン化合物を除く第二種特定有害物質（砒素、鉛、ふっ素、ほう素、水銀、カドミウム、セレン又は六価クロム）の8種類のいずれかであること。

- i) 砒素、鉛、ふっ素及びほう素については、自然由来の汚染の可能性が高いこと。
- ii) 溶出量が土壤溶出量基準の概ね10倍を超える場合は、人為的原因である可能性が比較的高くなり、自然由来の汚染であるかどうかの判断材料の一つとなり得るが、その場合も専ら自然由来の汚染である場合もある。

(2) 特定有害物質の含有量の範囲等

特定有害物質の含有量が概ね以下の表に示す濃度の範囲内であること。

自然由来の汚染と判断する際の含有量(全量分析)の上限値の目安 (mg/kg)

物質名	砒素	鉛	ふっ素	ほう素	水銀	カドミウム	セレン	六価クロム
上限値の目安	39	140	700	100	1.4	1.4	2.0	—

※ 土壤汚染状況調査における土壤含有量の測定方法（酸抽出法等）により表の上限値の目安を超えた場合には、人為的原因による可能性が高いと判断する。

(3) 特定有害物質の分布特性

含有量の分布に、当該物質の使用履歴場所等との関連性を示す局在性が認められないこと

2 土壤含有量基準に適合しない場合

汚染原因が不明であること、土壤汚染状況調査において土壤汚染が地質的に同質な状態で広がっていることに加え、特定有害物質の種類、周辺バックグラウンド濃度との比較、化合物形態等の観点から、以下の2つの条件を満たすときには、自然由来の汚染と判断する。なお、これまでの知見からは、いわゆる自然由来の汚染により土壤含有量基準に適合しない可能性がある物質は鉛及び砒素であると考えられる。

- (1) バックグラウンド濃度又は化合物形態等から、当該土壤中の特定有害物質が専ら自然に由来するものであることが確認できること。
- (2) 特定有害物質の含有量の分布に当該物質の使用履歴のある場所等との関連性を示す局在性が認められないこと。

4 水面埋立て土砂由来調査（規則第10条の3）

地歴調査の結果、調査対象地が公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓事業により造成された土地であり、かつ、調査対象地に専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来する汚染のおそれがあるときは、通常の土壌汚染調査では汚染のおそれの把握が十分でない可能性があることから、次の調査方法によって調査を行います。

区 分	調査対象地の区画の方法	試料採取の方法
公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地	30m格子の区画内の1地点で試料採取等を行う	地表から深さ10mまでの土壌をボーリング調査し、土壌含有量及び土壌溶出量を測定 ① 表層の土壌（第二種有害物質又は第三種特定有害物質である場合、表層土壌及び深さ5～50cmの土壌を同じ重量混合） ② 深さ1mから10mまでの1mごとの土壌 ※埋立層等の位置が明らかである場合は当該範囲内の土壌を採取する

5 調査の過程の省略

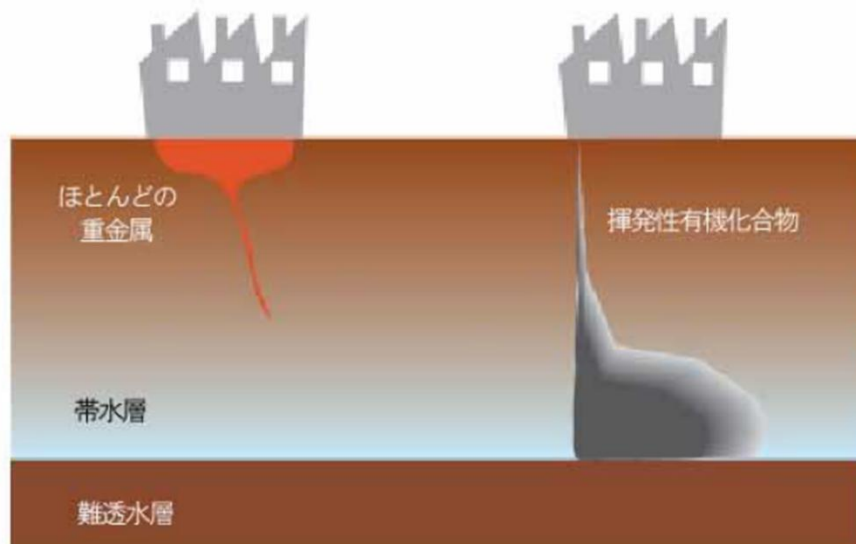
調査費用の低減及び調査の効率化の観点から、調査の過程の全部又は一部の省略が認められます。

但し、調査を省略した場合は、第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるものとみなされることとなります。

【参 考】重金属と揮発性有機化合物による土壌汚染の特徴

一般的に、重金属は土壌と結合しやすいため表層土壌に留まり、自然由来で元から下層の土壌に存在している場合や六価クロムなど移動しやすい物質を除いて、地下水汚染を引き起こす可能性はあまり高くありません。

一方、揮発性有機化合物は、水に溶けにくい、土壌に吸着しにくい、粘性が低い、土壌中で分解されにくいなどの性質を持ち、さらにベンゼンを除くと比重が大きいことから、土壌に進入すると下層に移動しやすく、地下水汚染を引き起こす可能性が高くなります。そのため、重金属や揮発性有機化合物は土壌中に進入すると一般には下図のように広がると考えられています。



出典：環境省「自治体職員のための土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン（案）について」

第4 自主調査による要措置区域・形質変更時要届出区域への指定の申請（法第14条）

土地の所有者等は、第2の「土壤汚染状況調査(3～8頁)」の義務の適用を受けない土地において、土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、土壤の特定有害物質による汚染状態が溶出量基準、含有量基準(1頁)に適合しないと思料するときは、当該土地の区域について「要措置区域(法第6条第1項)」または、「形質変更時要届出区域（法第11条第1項）」に指定するよう申請することができます。

1 指定の申請（法第14条第1項、第2項）

申請にあたっては、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、所有者全員の合意が必要です。

区 分	提出期限	様 式	添 付 書 類
指定の申請 (規則第54条～第56条)	規定なし	様式第20	<ul style="list-style-type: none">・土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査の方法及び結果・申請に係る土地の周辺の地図・申請に係る土地の場所を明らかにした図面・申請に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面・申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類（登記事項証明書及び公図の写し）・申請に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあっては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類（土地の掘削等を行うために必要な権原が申請者のために設定された旨の契約書の写し）

2 指 定（法第14条3項）

申請に係る調査が公正に、かつ、法に定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域について、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

なお、土壤汚染状況調査(14頁)と同様、調査の過程の全部又は一部を省略して申請をすること認められますが、第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされる土地として指定しますので、注意してください。

お 知 ら せ

自主調査によって土壤汚染が明らかになった土地については、「指定の申請」をお勧めします。

何らかの理由で「指定の申請」が行えない場合であっても、汚染土壤については、土壤汚染対策法に準じて、土地の管理や汚染土壤の拡散の防止を行うとともに、周辺住民への健康影響についても配慮が必要です。

土壤汚染が明らかになりましたら、石川県環境政策課までご相談ください。

第5 要措置区域と形質変更時要届出区域の概要（法第6条、第11条共通）

1 要措置区域と形質変更時要届出区域の概要

知事は、土地が一定の基準に適合しない汚染状態にあることに加え、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合には要措置区域に、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるとはいえない場合には形質変更時要届出区域に、それぞれ区分して指定します。

区 分		要 措 置 区 域	形質変更時要届出区域	
指定の要件	汚染状態に関する基準（1頁） （土壌溶出量基準、土壌含有量基準）	基準を超過	基準を超過	
	健康被害が生ずるおそれに関する基準	溶出量基準を超過した場合	地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域(注1)に飲用井戸等(注2)があること	
		含有量基準を超過した場合	関係者以外の者が立入りを制限している工場・事業場以外の土地であること	
	汚染の除去等の措置		措置が完了していないこと	措置が完了していないこと
対策・土地利用の制限等	指定の公示		公 示 (台帳も閲覧されます)	
	汚染の除去等の措置		汚染除去等計画を作成し、計画に基づき実施措置を講じなければなりません	
	土地の形質の変更	事前の届出が不要な行為	①実施措置等として行う行為 ②通常の管理行為、軽易な行為その他の行為(17頁) ※ 申請によって知事の確認を受けた場合「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」となります	通常の管理行為、軽易な行為その他の行為(17頁)
		事後の届出が必要な行為	非常災害のために必要な応急措置	①形質変更時要届出区域に指定された際、既に着手していた行為 ②非常災害のために必要な応急措置
		上記以外	土地の形質の変更が禁止されます	着手の14日前までの届出が必要です(24頁)。

(注1)「地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域」とは

特定有害物質を含む地下水が到達し得る範囲は、特定有害物質の種類により、また、その場所における地下水の流向・流速等に関する諸条件により大きく異なるとされていますが、一般的な地下水の実流速の下では、次の一般値の長さまで地下水汚染が到達すると考えられています。

但し、個々の事例ごとに地下水汚染の到達距離の設定を行うため、環境省において計算ツールを作成し、公開することとしています。この計算ツールにより算出された地下水汚染の到達距離が一般値を超える場合は、一般値を参考にして判断することが適当とされています。

特定有害物質の種類	一般値
第一種特定有害物質(揮発性有機化合物)	概ね1,000m
六価クロム	概ね 500m
砒素、ふっ素及びほう素	概ね 250m
シアン、カドミウム、鉛、水銀及びセレン並びに第三種特定有害物質(農薬等)	概ね 80m

(注2)「飲用井戸等」とは

- ① 人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の取水口
- ② 水道法に規定する水道事業・水道用水供給事業・専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口
- ③ 災害対策基本法の都道府県地域防災計画等に基づき、災害時において地下水を人の飲用に供するために用いるものとされている井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口
- ④ 地下水基準に適合しない地下水のゆう出を主たる原因として、環境基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点

2 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

要措置区域及び形質変更時要届出区域における「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」とは、①から④のとおりです(規則第43条、規則第50条第1項)。

通常の管理行為、軽易な行為その他の行為とは

- ① 次のいずれにも該当しない行為(規則第43条第1号)
 - イ 実施措置(21頁)を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること
 - ロ 対象となる土地の面積の合計が10㎡以上であり、かつ、その深さが50cm以上の土地の形質の変更ただし、「帯水層の深さに係る確認の申請」により、知事の確認(17頁)を受けた場合は、その深さより1m浅い深さまでの土地の形質の変更は、「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」となります
 - ハ 対象となる土地の面積の合計が10㎡未満であり、その深さが3m以上の土地の形質の変更ただし、「帯水層の深さに係る確認の申請」により、知事の確認(17頁)を受けた場合は、その深さより1m浅い深さまでの土地の形質の変更は、「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」となります
- ② 土壌汚染の状況その他必要な情報を把握するためのもの又は観測井を設けるためのボーリングであって、次のいずれにも該当するもの(規則第43条第2号)
 - イ ボーリング孔に基準不適合土壌又は特定有害物質がボーリング孔を通じて流出しないための措置を講じたものであること
 - ロ 掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、特定有害物質を含む個体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられたものであること
- ③ 実施措置(汚染の除去等の措置)と一体として行われる土地の形質の変更であって、施行方法が「土地の形質の変更に係る確認の申請」により知事の確認(17頁)を受けたもの(規則第43条第3号)
- ④ 汚染の除去等の措置が講じられている要措置区域内(形質変更時要届出区域内)における土地の形質の変更であって、施行方法が「土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請」により知事の確認(17頁)を受けたもの(規則第43条第4号)

(2) 知事の確認

(1)の「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」として、知事の確認を受ける場合は、次の申請により行います。

区 分	様 式	添 付 書 類	備 考
①帯水層の深さに係る確認の申請 (規則43条1号) (規則44条1項、50条2項)	様式第12	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由 ・地下水位の観測の結果 ・観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さ ・井戸の構造図 ・井戸を設置した地点を明らかにした当該要措置区域の図面 ・帯水層の深さを定めた理由を説明する書類(地下水位等高線及び地質柱状図) 	<p>要措置区域内に地下水位を観測するための井戸を設置し、地下水位を観測(注)すること。</p> <p>年間を通じた観測の結果及び地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さで申請すること</p>
②土地の形質の変更に係る確認の申請 (規則43条3号) (規則45条1項)	様式第13	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面 ・土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図 	「土地の形質の変更に係る確認の申請の基準(18頁)」に該当すること
③土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請 (規則43条4号) (規則46条及び50条3項)	様式第14	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面 ・土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図 	「土地の形質の変更に係る確認の申請の基準(18頁)」に該当すること

(注) 「地下水位の観測」は、地下水位の季節変動があることを踏まえ、少なくとも1年間行います。

【土地の形質の変更に係る確認の申請の基準】（平成 23 年環境省告示 53 号）

次の各号に該当すること

- 一 土地の形質の変更着手する前に、当該土地の形質の変更の範囲の側面を囲み、基準不適合土壌の下にある準不透水層（厚さが 1 m 以上であり、かつ、透水係数が毎秒 1 μ m 以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層）であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。
- 二 土地の形質の変更が終了するまでの間、前号の構造物により囲まれた範囲の土地の地下水位が当該構造物を設置する前の地下水位を超えないようにすること。
- 三 原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止又は遮断工封じ込めの指示措置等が既に講じられている土地については、土地の形質の変更が終了した時点で当該措置のための構造物等を原状に回復する措置が講じられていること。
- 四 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合には、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 土地の形質の変更を行う準不透水層より浅い位置にある帯水層内の基準不適合土壌又は特定有害物質が当該準不透水層より深い位置にある帯水層に流出することを防止するために必要な措置を講ずること。
 - ロ 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層までの土地の形質の変更が終了した時点で、当該土地の形質の変更が行われた準不透水層が本来の遮水の効力を回復すること。

3 自然由来のみの土壤汚染地について

いわゆる自然由来のみによる土壤汚染地のうち土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、その土地の周辺に「飲用井戸等」が存在する場合には、上水道の敷設や利水地点における対策等浄化のための適切な措置を講ずるなどしたときは「形質変更時要届出区域」に指定します。

※ 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するかどうかの判定方法は、13頁を参照してください。

【参 考】土壤汚染による健康リスク発生の経路

土壤汚染により人が有害物質に暴露される経路で特に問題になるのは、

- ① 汚染土壌の摂食（汚染土壌の摂食は、子どもの砂遊び等における直接の摂食や風により巻き上げられた土壌の摂取などが考えられます。）
- ② 地下水等（への溶出）（地下水等への溶出を通じた暴露は、土壌に蓄積された有害物質が溶出した地下水を飲用して摂取することが考えられます。）

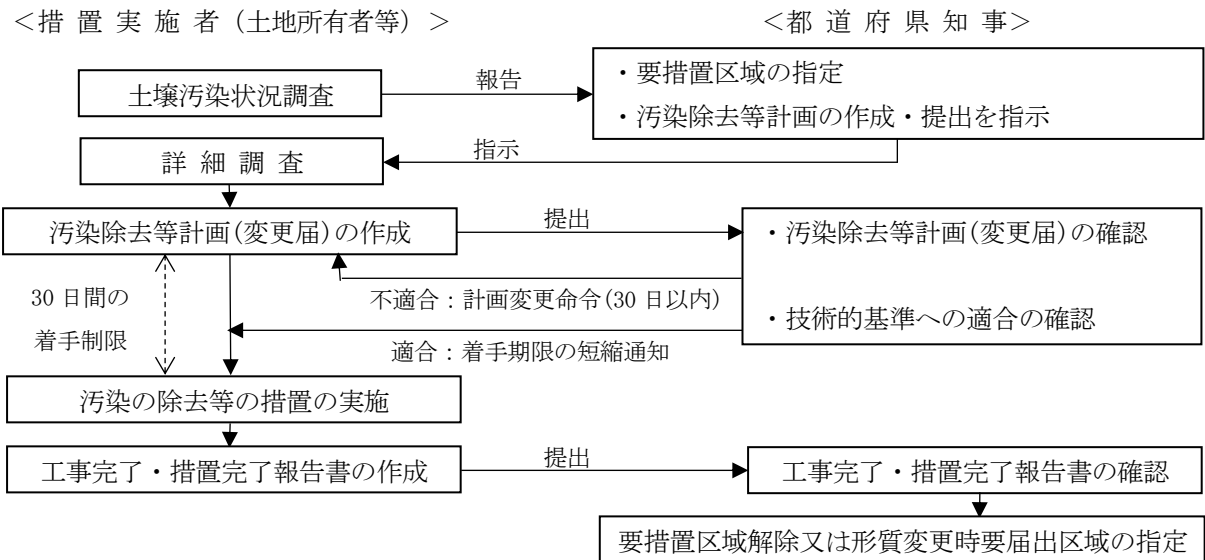
です。

なお、農作物、家畜（への蓄積）については、人の健康とともに食糧を生産する機能を保全する観点から、別途、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」で基準値が定められています。

第6 要措置区域

1 要措置区域の指定等（法第6条第1項及び第2項）

法第3条(3頁)、第4条(6頁)及び第5条(8頁)に基づく土壤汚染状況調査及び第14条の指定の申請による調査(15頁)の結果が土壤の特定有害物質による汚染状態が溶出量基準又は含有量基準(1頁)に適合せず、かつ、健康被害が生ずるおそれに関する基準(16頁)に該当すると認める場合には、知事は、当該土地の区域を要措置区域として指定し、その旨を公示します。



2 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止（法第9条）

要措置区域内においては、次の①から④に掲げる行為以外の土地の形質の変更は禁止されます。

- ① 実施措置として行う行為 (21頁)
- ② 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為 (17頁)
- ③ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ④ 詳細調査のため、規則第43条第2号の基準に適合したボーリング調査

3 汚染の除去等の措置（法第7条）

要措置区域に指定した場合、土地の所有者等や汚染原因者に対し、書面において汚染除去等計画を作成し提出することを指示します。なお、土地の所有者等以外の汚染原因者が明らかな場合であって、当該汚染原因者に措置を講じさせることが相当と認められ、かつ、土地の所有者等に異議がないときは、当該汚染原因者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む）に指示します（規則第35条）。

【汚染原因者に措置を講じさせることが相当でない場合とは】

- ・汚染原因者が既に費用を負担し、又は負担したものとみなされる場合
- ・汚染原因者に費用負担能力が全くない場合
- ・土地の所有者等が措置を実施する旨の合意があった場合又は合意があったとみなされる場合 等

汚染除去等計画の提出の指示を受けた者は、汚染除去等計画を提出（計画に変更があった場合は、変更後の計画を提出。規則別表第7の軽微な変更については工事完了後、措置完了後に変更を届出）し、実施措置を講じたときはその旨を都道府県知事に報告します。

なお、当該計画が技術的基準に適合していないと認めるときは、提出のあった日から30日以内に限り、計画変更を命じます。

(1) 汚染除去等計画の作成及び提出の指示（規則第33条）

次の事項を示し、汚染除去等計画の作成及び提出を土地の所有者等に指示します。

- ・ 講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由
- ・ 汚染の除去等の措置を講ずべき期限（指示措置）及び要措置区域の場所
- ・ 汚染除去等計画を提出すべき期限

区 分	提出期限	様 式	添 付 書 類	備 考
①汚染除去等計画書 （規則 36 条の 2） 【変更】規則 37 条	措置に着手する日の 30 日前まで	様式第 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面 ・ 汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の場所及び実施措置の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図 ・ 深度限定により試料採取等を行わなかった範囲まで措置を講ずる場合、当該範囲の汚染状態を明らかにした図面 <p style="text-align: right;">（規則 36 条の 3）</p>	

※ 試料採取等の対象とする深さを限定した土壌汚染状況調査の結果により、指定された要措置区域において試料採取等の対象としなかった汚染のおそれがある範囲までを対象として汚染の除去等の措置を講ずる場合は、措置対象深さまで土壌の汚染状態を調査し、その結果を汚染除去等計画に記載してください。

(2) 指示措置の内容（法第 7 条第 1 項、規則第 3 6 条、規則別表第 6）

① 土壌含有量基準を超過している土地

措置の種類	通常土地	盛土では支障がある土地*1	特別な場合*2	備 考
舗 装	○	○	○	
立 入 禁 止	○	○	○	
盛 土	◎	×	×	
土 壌 入 換 え	○	◎	×	
土壌汚染の除去	○	○	◎	

*1 「盛土では支障がある土地」とは、住宅やマンション（一階部分が店舗等の住宅以外の用途であるものを除く。）で、盛土して50cmかさ上げされると日常生活に著しい支障が生ずる土地

*2 「特別な場合」とは、乳幼児の砂遊び等に日常的に利用されている砂場等や、遊園地等で土地の形質の変更が頻繁に行われ盛土等の効果の確保に支障がある土地。この場合は、土壌汚染の除去を指示します。

② 土壌溶出量基準を超過している土地

地下水の状況	措置の種類	第一種特定有害物質 （揮発性有機化合物）		第二種特定有害物質 （重金属等）		第三種特定有害物質 （農 薬 等）	
		第二溶出量基準		第二溶出量基準		第二溶出量基準	
		適 合	不 適 合	適 合	不 適 合	適 合	不 適 合
地下水汚染なし	地下水の水質の測定	◎	◎	◎	◎	◎	◎
地下水汚染あり	原位置封じ込め	◎	◎*	◎	◎*	◎	×
	遮水工封じ込め	◎	◎*	◎	◎*	◎	×
	地下水汚染の拡大の防止	○	○	○	○	○	○
	土壌汚染の除去	○	○	○	○	○	○
	遮断工封じ込め	×	×	○	○	○	◎
	不 溶 化	×	×	○	×	×	×
	地下水の水質の測定 （目標土壌溶出量及び目標地下水濃度に適合の場合）	○	×	○	×	○	×

◎ 講ずべき汚染の除去等の措置（指示措置）

* 基準不適合土壌の汚染状態を第二溶出量基準に適合させた上で行うことが必要

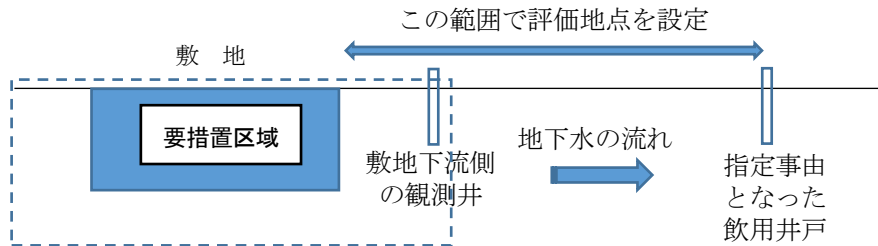
○ 環境省令で定める汚染の除去等の措置（指示措置と同等以上の効果を有すると認められる措置）

×

【目標土壌溶出量、目標地下水濃度とは】

要措置区域内の地下水の下流側、かつ、要措置区域内の指定の事由となった飲用井戸等の上流側の範囲で任意に設定した評価地点で地下水基準を適合するため、措置の完了の判断条件を「目標土壌溶出量」、「目標地下水濃度（環境省ホームページで公開する措置完了条件計算ツールにより算出します）」といたします。

なお、評価地点については、指定の事由となった飲用井戸等が土地の所有者等による飲用井戸である場合は、個人情報保護の観点から当該要措置区域内のある敷地の地下水の下流側に観測井を設定し、目標地下水濃度に適合していることを確認します。



4 実施措置の概要（規則第40条、規則別表第8）

実施措置の種類	実施措置の実施の方法の概要
1 地下水の水質の測定（土壌溶出量基準に適合せず、地下水汚染が生じていない土地）	① 観測井を設け、当初1年は4回以上、2年目から10年目までは1回/年以上、11年目以降は1回/2年以上、定期的に地下水を測定すること（結果報告要） ② 措置の完了を報告する場合にあっては、上記の測定を5年以上継続して実施し、かつ、直近の2年間に於いて測定を年4回以上実施しており、当該地下水に含まれる特定有害物質の量が地下水基準を超えるおそれがないことを確認すること。
2 地下水の水質の測定（1の土地以外）	① 不適合土壌の範囲及び深さ等をボーリングその他の方法により把握すること ② 評価地点を設定し、かつ目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定すること ③ 不適合土壌が目標土壌溶出量を超えない汚染状態にあることを確認すること ④ 観測井を設け、当初1年は4回以上、2年目から10年目までは1回/年以上、11年目以降は1回/2年以上、定期的に地下水を測定すること（結果報告要） ⑤ 措置の完了を報告する場合にあっては、上記の測定を5年以上継続して実施し、かつ、直近の2年間に於いて測定を年4回以上実施しており、当該地下水に含まれる特定有害物質の量が地下水基準を超えるおそれがないことを確認すること。 ※基準不適合土壌の汚染状態が目標土壌溶出量を超えないが、地下水の汚染状態が目標地下水濃度を超えることが確認された場合にあっては、その原因を追究した上で、必要な措置を講じることが必要となる。
3 原位置封じ込め	① 不適合土壌の範囲及び深さ等をボーリングその他の方法により把握すること ② 評価地点を設定し、かつ目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定すること ③ 第二溶出量基準不適合の土地は、性状の変更等により第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とし、その状態を確認すること ④ 目標土壌溶出量を超える汚染土壌を囲む鋼矢板等の遮水効力を有する構造物を設置すること ⑤ ④の構造物を10cm厚以上コンクリート又は3cm厚以上アスファルトにより覆うこと ⑥ 観測井を設け4回/年以上地下水を測定し、目標地下水濃度を超えない状態が2年間継続すること ⑦ 観測井を設け、雨水、地下水等の浸入がないことを確認すること
4 遮水工封じ込め	① 不適合土壌の範囲及び深さ等をボーリングその他の方法により把握すること ② 評価地点を設定し、かつ目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定すること ③ 第二溶出量基準不適合の土地は、性状の変更等により第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とし、その状態を確認すること ④ 二重の遮水シートを敷設した遮水工を設置し、内部に目標土壌溶出量を超える汚染土壌を埋め戻すこと ⑤ ④の場所を10cm厚以上のコンクリート又は3cm厚以上のアスファルトにより覆うこと ⑥ 観測井を設け4回/年以上地下水を測定し、目標地下水濃度を超えない状態が2年間継続すること ⑦ 観測井を設け、雨水、地下水等の浸入がないことを確認すること

実施措置の種類		実施措置の実施の方法の概要
5 地下水汚染の拡大の防止	揚水施設	① 揚水施設を設置し、揚水した地下水から特定有害物質を除去すること ② 汚染土壌処理業に関する省令の排水水基準に適合させて公共用水域に排水すること ③ 観測井(観測井間は30m以下)を設け、4回/年以上地下水を測定すること(結果報告要)
	透過性地下水浄化壁	① 汚染除去等計画の作成に必要な情報をボーリングその他の方法により把握すること ② 評価地点を設定し、かつ目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定すること ③ 目標地下水濃度に適合させるための機能を備えた透過性地下水浄化壁を設置すること ④ 観測井(観測井間は30m以下)を設け、4回/年以上地下水を測定すること(結果報告要)
6 土壌汚染の除去	掘削による除去	① 不適合土壌の範囲及び深さ等をボーリングその他の方法により把握すること ② 土壌溶出量不適合の状態にあつては、評価地点を設定し、かつ目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定すること ③ 不適合土壌等を掘削し、掘削された場所を適合土壌等により埋めること ・溶出量:観測井を設け4回/年以上地下水を測定し、目標地下水汚染濃度を超えない汚染状態が2年間継続すること(地下水汚染が生じていないときは1回)
	原位置での浄化	① 不適合土壌の範囲及び深さ等をボーリングその他の方法により把握すること ② 土壌溶出量不適合の状態にあつては、評価地点を設定し、かつ目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定すること ③ 抽出・分解する方法により、不適合土壌等から特定有害物質を除去すること ・溶出量:観測井を設け4回/年以上地下水を測定し、目標地下水汚染濃度を超えない汚染状態が2年間継続すること ・含有量:100㎡毎に1m深から①まで1m毎に土壌含有量を測定し、基準に適合すること
7 遮断工封じ込め		① 不適合土壌の範囲及び深さ等をボーリングその他の方法により把握すること ② 評価地点を設定し、かつ目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定すること ③ 次の要件を備えた仕切設備を設置すること 1)一軸圧縮強度が25N/mm ² 、水密性を有する鉄筋コンクリート35cm厚以上とすること 2)遮水効力及び腐食防止効力を有する材料により覆われていること 3)目視その他の方法により損壊の有無を点検できる構造であること ④ 仕切設備に目標土壌溶出量を超える汚染土壌を埋め戻し、開口部は②の要件の覆いにより閉鎖すること ⑤ 観測井を設け4回/年以上地下水を測定し、目標地下水汚染濃度を超えない汚染状態が2年間継続すること ⑥ 観測井を設け、雨水、地下水等の浸入がないことを確認すること
8 不溶化	原位置不溶化	① 不適合土壌の範囲及び深さ等をボーリングその他の方法により把握すること ② 評価地点を設定し、かつ目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定すること ③ 性状の変更後、100㎡毎に1m深から①まで1m毎に土壌溶出量を測定し、適合すること ④ 飛散等を防止するシート等により覆うこと ⑤ 観測井を設け4回/年以上地下水を測定し、目標地下水汚染濃度を超えない汚染状態が2年間継続すること
	不溶化埋め戻し	① 不適合土壌の範囲及び深さ等をボーリングその他の方法により把握すること ② 評価地点を設定し、かつ目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定すること ③ 性状の変更後100㎡ごとに5点採取し、目標土壌溶出量に適合確認後、埋め戻すこと ④ 飛散等を防止するシート等により覆うこと ⑤ 観測井を設け4回/年以上地下水を測定し、目標地下水汚染濃度を超えない汚染状態が2年間継続すること
9 舗装		10cm厚以上のコンクリート又は3cm以上のアスファルト(傾斜が著しい場合等はモルタル可)により覆うこと
10 立入禁止		① 人の立入を防止する囲い、出入口に関係者以外立入禁止を表示する立札を設けること ② 飛散等を防止するシートにより覆うこと等の措置を講ずること。
11 土壌入換え	区域外土壌入換え	不適合土壌を掘削し、地表から50cm深までの範囲は砂利等で覆い、次に50cm厚以上の基準適合土壌(傾斜が著しい場合等はモルタル可)により覆うこと
	区域内土壌入換え	① 不適合土壌の範囲及び深さをボーリングその他の方法により把握すること ② 基準適合土壌を①より50cm深以上まで掘削し、不適合土壌を埋め戻すこと ③ ②は砂利等の土壌以外で覆った後、掘削した基準適合土壌により覆うこと
12 盛土		砂利等で覆った後、50cm厚以上の適合土壌(傾斜が著しい場合等はモルタル可)により覆うこと(覆いには損壊防止措置を講ずること)

5 実施措置の施行方法（規則第40条第2項、別表第8）

要措置区域において実施措置を行う際の形質変更の施行方法は、規則別表第8のほか、次の事項に留意してください。

- ① 土壌溶出量基準不適合の土壌が帯水層に接する場合、告示第5号で定める施行方法（地下水位を管理し、かつ、地下水の水質を監視しながらの措置）で土地の形質の変更を行うことにより、当該土壌の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること
- ② 特定有害物質の飛散等を防止するため必要な措置を講ずること
- ③ 要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の汚染状態を告示第6号で定める方法（搬出元の土地の利用履歴等により分析頻度を設定）により調査すること
- ④ 飛び地間移動により搬出された土壌を使用する場合は、当該土壌の使用により人の健康被害が生ずるおそれがないようにすること

6 汚染土壌の搬出及び処理

要措置区域内の土地の土壌を当該区域外へ搬出する際は、事前届出が必要です（25頁）。また、汚染土壌の運搬基準の順守及び処理委託が義務付けられています。

また、汚染土壌の処理先については、「汚染土壌処理施設」が所在している知事から「汚染土壌処理業」の許可(28頁)を得ている必要があります。

なお、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、不溶化埋め戻し、土壌入換えにおいて、汚染土壌を当該要措置区域等外に一時的に搬出する場合、汚染土壌の一時的な保管場所については、法第14条の指定の申請(15頁)を行ってください。

7 汚染の除去等の措置の完了の報告（法第7条第9項）

汚染除去等計画を提出した者は、工事を完了した際（土壌溶出量基準不適合の場合で、工事完了後の地下水のモニタリング等を実施する前）及び措置を完了した際の報告が必要です。

区 分	提出期限	様 式	添 付 書 類	備 考
①工事完了報告書	規定なし	様式第10	・実施措置が講じられた要措置区域の場所及び実施措置の施行方法を明らかにした書類及び図面（規則42条の2）	
②実施措置完了報告書	同上	規則第11		

8 要措置区域の解除（法第6条第4項）

知事は、汚染の除去等の措置により要措置区域の全部又は一部について、その指定の事由がなくなつたと認める際に指定を解除します。

ただし、「土壌汚染の除去(22頁)」以外の汚染の除去等の措置では汚染土壌が残存するため、「要措置区域」の指定は解除しますが、「形質変更時要届出区域」に指定しますので注意してください。

また、土壌汚染状況調査の全部又は一部の過程を省略して要措置区域に指定された土地についての指定を解除する場合は、省略した調査の過程をあらためて実施し、土壌の採取及び測定を行って単位区画ごとに汚染状態を確定した上で、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画について汚染の除去等の措置を行う必要があります。

なお、要措置区域を解除された土地については、台帳を調整し、閲覧に供します(法第15条)。

第7 形質変更時要届出区域（法第11条～第12条）

1 形質変更時要届出区域の指定（法第11条第1項及び第3項）

土壤汚染状況調査の結果、「土壤の特定有害物質による汚染状態」が基準に適合せず、かつ、「健康被害が生ずるおそれに関する基準(16頁)」に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を「形質変更時要届出区域」として指定し、その旨を公示します。

2 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出（法第12条）

形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、変更に着手する日の14日前までに知事に届け出なければなりません。届出を受けた場合、「土地の形質の変更の施行方法に関する基準(24頁)」に適合しないと認めるときは、届出を受けた日から14日以内に計画の変更を命ずることがあります。

なお、「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為(17頁)」の場合、届出の必要はありません。

また、臨海部特例区域（汚染が自然由来又は埋立土砂由来であり、かつ、人の健康被害が生ずるおそれがない土地（工業専用地域、工業港区で海域までの間の地下水の下流側に工業専用地域等以外の土地がないこと）で土地の形質の変更の施工及び管理に関する方針について、知事の確認を受けた場合は、1年ごとの事後届出が必要ですが、14日前の届出の必要はありません（法12条第1項ただし書き）。

区 分	提出期限	様 式	添 付 書 類
①形質変更時要届出区域内での土地の形質の変更（法12条1項）	土地の形質の変更に着手する日の14日前までに届出（日数には契約事務や設計等の準備行為を含まない）	様式第15	<ul style="list-style-type: none"> 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面 土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面 深度限定により試料採取等を行わなかった範囲まで措置を講ずる場合、当該範囲の汚染状態を明らかにした図面 他の自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用する場合にあっては、汚染状態が自然由来又は埋立土砂由来であることを明らかにした書類、汚染状態を明らかにした図面、自然由来等土壤を使用することについての土地の所有者等の同意書（規則48条）
②形質変更時要届出区域が指定された際に既に着手していた行為（法12条2項）	指定された際に既に着手していた行為は指定の日から14日以内に届出		
③非常災害のために必要な応急措置として行う行為（法12条3項）	非常災害のため応急措置として行う行為については、変更行為の完了後、14日以内に届出		

※「土地の形質の変更」とは、土地の形状又は性質の変更のことであり、例えば、宅地造成、土地の掘削、土壤の採取、開墾等の行為が該当し、基準不適合土壤の搬出を伴わないような行為も含まれます。

※「土地の形質の変更をしようとする者」とは、その施行に関する計画の内容を決定する者です。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。

【形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の施行方法に関する基準】（規則第53条）

- 土地の形質の変更に当たり、土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が形質変更時要届出区域内の帯水層に接する場合にあっては、第四十条第三号の環境大臣が定める基準に適合する施行方法により土地の形質の変更を行うことにより、当該土壤の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。
- 土地の形質の変更に当たり、特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。
- 形質変更時要届出区域の指定に係る土壤汚染状況調査と同一の土壤汚染状況調査により指定された他の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壤を使用する場合にあっては、当該土壤の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。
- 土地の形質の変更を行った後、法第七条第四項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置(21頁、22頁)が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

3 形質変更時要届出区域の解除（法第11条第2項及び第3項）

要措置区域の解除の場合と同様（23頁）、指定の事由がなくなると認める際に指定を解除します。

第8 汚染土壌の搬出等に関する規制（法第16条～法第21条）

要措置区域・形質変更時要届出区域内の土壌を区域等外へ搬出し移動させることは、汚染の拡散をもたらす可能性があるため、要措置区域・形質変更時要届出区域内の土地の土壌を当該区域外へ搬出する際の事前届出制度とともに、汚染土壌の運搬基準及び処理委託義務が設けられています。

1 汚染土壌の搬出時の措置の届出（法第16条）

要措置区域・形質変更時要届出区域内の土壌を当該区域外へ搬出しようとする者は、次表のとおり届け出なければなりません。ただし、汚染土壌を試験研究に用いる場合は、除きます。

また、次表の①又は②の届出があった場合において、「汚染土壌の運搬に関する基準(27頁)に違反している場合」、又は、「許可を受けた汚染土壌処理業者(28頁)に委託しない場合」は、当該届出を受けた日から14日以内に限り、計画の是正を命ずることがあります。

区 分	提出期限	様 式	添 付 書 類
① 要措置区域等から汚染土壌を搬出しようとする場合 (法16条1項)	着手の14日前までに届出	様式第26	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面 ・搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し ・汚染土壌を運搬する自動車等の構造を記した書類 ・保管施設の構造を記した書類（運搬の過程において、積替えのために一時的に保管する場合） ・汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類 ・汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する許可証の写し <p>【自然由来等形質変更時要届出区域間で移動する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の形質の変更を使用する場所を明らかにした図面 ・搬出先の汚染状態が同等であることを証する書類 ・地質的に同質な状態で広がっていることや同一港湾であることを証する書類 ・汚染が専ら自然由来又は専ら埋立土砂由来であることを証する書類 ・土壌を他人に使用させる場合にあっては、その旨を証する書類 <p>【飛び地間で移動する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬出先の要措置区域等で使用する場所を明らかにした図面 ・搬出先が一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等であることを証する書類 <p style="text-align: right;">(規則61条2項)</p>
② 届け出た事項を変更する場合 (法16条2項)	届出に係る行為に着手する日の14日前までに届出	様式第27	<p>①と同じ</p> <p>既に届け出た書類又は図面の内容に変更がないときは、届出書にその旨を記載して書類又は図面の添付を省略することができます。</p> <p style="text-align: right;">(規則63条)</p>
③ 非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した場合 (法16条3項)	汚染土壌を搬出した日から起算して14日以内に届出	様式第28	<p>①のほか、汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真</p> <p style="text-align: right;">(規則64条)</p>

自然由来等形質変更時要届出区域間の移動の要件(規則第65条の2、65条の3)

- ① 特定有害物質ごとの汚染状態が同様であること
- ② 搬出元の地質と同じであること
 - ・自然由来の場合 : 搬出元と搬出先の汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること
 - ・埋立土砂由来の場合 : 搬出元と搬出先が同一の港湾であること

【汚染土壌とは】

要措置区域等内の土地の土壌をいい、含水率が高く泥状のものであっても汚染土壌として取り扱います。

【搬出とは】

汚染土壌を人為的に移動することにより、当該要措置区域等の境界線を超えることをいいます。

ただし、要措置区域等と一筆であるなど要措置区域等内の土地の所有者等と同一の者が所有等をする当該要措置区域等に隣接する土地において、一時的な保管、特定有害物質の除去等を行い、再度当該要措置区域等内に当該汚染土壌を埋め戻す場合は、「搬出」に該当しないものとして取り扱います。また、その運搬を容易にするために、汚染土壌の含水率を調整する場合にあっては、当該行為を積替えのための一時保管(27頁)とみなします。

【汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者とは】

搬出に関する計画の内容を決定する者です。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。

また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なりますが、一般的には発注者が該当するものと考えられます。

(2) 要措置区域等の土地の土壌を法の対象から外すための認定調査 (法16条第1項括弧書)

指定調査機関が要措置区域・形質変更時要届出区域の土壌を調査(掘削前調査、掘削後調査)し、次の申請により、26種すべての特定有害物質について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合することを知事が確認した場合、法の規制を受けることなく、要措置区域等外へ搬出することができます。

区 分	様 式	添 付 書 類
搬出しようとする土壌の基準適合認定申請 (規則第60条)	様式第25	<ul style="list-style-type: none"> 認定調査の結果報告書 認定を受けようとする範囲及び要措置区域等内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

なお、認定調査では、区域指定対象物質のほか、認定調査時地歴調査で汚染のおそれがあると認められた次表の特定有害物質が試料採取等対象物質になります。

汚染のおそれがあると認められる場合		試料採取等の対象とする特定有害物質
土壌汚染状況調査において試料採取等の対象としなかった特定有害物質について土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがあると認める場合		当該特定有害物質
要措置区域等の指定後に新たに土壌の汚染のおそれが生じたと認められる場合		新たに汚染のおそれが生じた特定有害物質
要措置区域等の指定後の土壌の搬入により汚染のおそれが生じたと認められる場合又は汚染のおそれがないといえない場合	区域指定から1年ごとに搬入土壌の調査結果や使用場所等(規則第59条の2第2項第3号イ)を知事に届け出た場合	搬入土壌の調査で基準不適合が確認された特定有害物質
	上記届出を行っていない場合	全ての特定有害物質(第3種特定有害物質は認定調査時地歴調査で対象外とすることが可能)

2 汚染土壌の運搬に関する基準 (法第17条)

要措置区域・形質変更時要届出区域外において汚染土壌を運搬する者は、(1)から(4)の基準に従い、当該汚染土壌を運搬しなければなりません。

なお、非常災害のために必要な応急措置として運搬を行う場合はこの限りではありませんが、搬出後の汚染土壌は基準に従い、汚染土壌処理業者に処理の委託をしなければなりません。

また、自然由来等形質変更時要届出区域間の搬出及び一の土壌汚染状況調査結果に基づき指定された要措置区域等の間(飛び地間)の搬出についても運搬に関する基準が適用されるほか、法第12条に基づく形質変更の届出(24頁)や法第16条に基づく搬出の届出、管理票の交付が必要です。

(1) 運搬に関する基準（規則第65条第1号～第5号）

- ① 運搬は次のように行うこと
 - ・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること
 - ・ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること
- ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること
- ③ 自動車等及び運搬容器は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること
- ④ 自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を 140 ポイント以上の文字を用いて表示し、かつ、管理票を備え付けること
- ⑤ 混載については、次によること
 - ・ 運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと
 - ・ 運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと
 - ・ 異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬すること（当該汚染土壌を一の汚染土壌処理施設において処理する場合は対象外）

(2) 積替えを行う場合の基準（規則第 65 条第 6 号～第 7 号）

- ① 汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること
 - ・ 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと
 - ・ 積替えの場所から特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- ② 汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと

(3) 積替えのため一時的に保管する場所の基準（規則第 65 条第 8 号～第 9 号）

- ① 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと
 - ・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に囲い（保管する汚染土壌の荷重が当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること
 - ・ 見やすい箇所に掲示板（大きさは縦及び横それぞれ 60 cm 以上、保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示）が設けられていること
- ② 保管施設からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために次に掲げる措置を講ずること
 - ・ 保管施設の壁面及び床面は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための構造を有していること
 - ・ 汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること
 - ・ 屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあっては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること
- ③ 汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。
 - ・ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと
 - ・ 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと
 - ・ 当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと
 - ・ 当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによってその表層を固化すること
 - ・ 上記の措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること

(4) その他の基準（規則第 65 条第 10 号～第 15 号）

- ① 汚染土壌の荷卸しは、汚染土壌の搬出の届出(25 頁)に記載された場所以外の場所で行ってはならないこと
- ② 汚染土壌の引渡しは、汚染土壌の搬出の届出に記載された者以外に行ってはならないこと
- ③ 汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日から 30 日以内に終了すること
- ④ 管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと
- ⑤ 管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならないこと
- ⑥ 当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならないこと

3 汚染土壌の処理の委託義務（法第 18 条）

要措置区域・形質変更時要届出区域の汚染土壌を区域外へ搬出する者は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければなりません。

【汚染土壌処理業者への委託せずに区域外へ搬出できる場合とは】

- ① 受託した汚染土壌処理業者自らの汚染土壌処理施設で処理するための搬出
- ② 非常災害のための必要な措置としての搬出
- ③ 試験研究の用に供するための搬出
- ④ 自然由来等形質変更時要届出区域間の搬出
- ⑤ 一の土壌汚染状況調査結果に基づき指定された要措置区域等の間（飛び地間）の搬出

4 汚染土壌処理業者（法第 22 条～第 28 条）

汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設ごとに所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりません。汚染土壌処理業の許可を受けようとする場合は、石川県環境政策課（金沢市内は金沢市役所）までお問い合わせください。

【汚染土壌処理業者の義務とは】（法第 22 条）

- ① 環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に従い、汚染土壌の処理を行うこと
- ② 汚染土壌の処理を他人に委託してはならないこと
- ③ 汚染土壌処理施設ごとに、汚染土壌の処理に関して環境省令で定める事項の記録を備え置くとともに、当該汚染土壌の処理に関し利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させること
- ④ 汚染土壌処理施設において事故等が発生した場合は、直ちにその旨を都道府県知事に届出すること

【参 考】汚染土壌処理施設の種類（汚染土壌処理業に関する省令第 1 条）

- ① 浄化等処理施設 : 浄化、溶解、不溶化を行うための施設
- ② セメント製造施設 : 汚染土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設
- ③ 埋立処理施設 : 汚染土砂の埋め立てを行う施設
- ④ 分別等処理施設 : 汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壌の含水率を調整するための施設
- ⑤ 自然由来等土壌利用施設 : 自然由来等土壌構造物利用施設（土木構造物の盛土材等として利用する施設）、自然由来等土壌海面埋立施設（公有水面の埋立を行うための施設）

5 管理票による搬出土壤の管理（法第20条、第21条）

汚染土壤を要措置区域・形質変更時要届出区域の外へ搬出（自然由来等形質変更時要届出区域間や要措置区域等の飛び地間で移動する場合を含む）する者は、汚染土壤の運搬又は処理を他人に委託する場合には、汚染土壤の引渡しと同時に汚染土壤の運搬を受託した者（委託が汚染土壤処理のみの場合は処理受託者）に対し、管理票を交付しなければなりません（法第20条第1項）。

(1) 管理票の交付、回付、保存

管理票は、「汚染土壤の搬出の届出(25頁)」の際に、知事に提出した管理票（様式第29）の写しの「原本」を用います（規則第66条第1項）。

なお、管理票は、運搬の用に供する自動車等ごとに交付してください。（規則第66条第2項）

また、次表のとおり、管理票には必要事項の記載や写しを回付、また、保存（管理票の保存は書面のほか、電磁的記録による保存も可能）が必要です。

区 分	管理票の記載事項	管理票写しの回付	管理票の保存期間
管理票交付者	・交付年月日等、氏名等、要措置区域等の所在地、運搬受託者の住所等、積替えを行う場所の名称等、保管施設の所在地等、処理受託者の住所等、汚染土壤処理施設の名称等 (規則67条)		交付した管理票の控えを運搬受託者（処理受託者）から管理票の写しの送付があるまでの間、保管 (規則66条)
運搬受託者 (法20条3項)	・運搬を担当した者の氏名、運搬の用に供した自動車等の番号、汚染土壤を引き渡した年月日、運搬を行った区間、当該委託に係る汚染土壤の重量 (規則68条)	汚染土壤の運搬を終了したときは、10日以内に「管理票交付者」に管理票の写しを送付すること (規則69条)	5年間 (規則75条)
処理受託者 (法20条4項)	・当該委託に係る汚染土壤の引渡しを受けた者の氏名、処理を担当した者の氏名、処理を終了した年月日、処理の方法 (規則70条)	汚染土壤の処理を終了したときは、10日以内に「管理票交付者（運搬受託者にも）」に管理票の写しを送付すること (規則71条)	5年間 (規則76条)
管理票交付者 (法20条5項)		管理票の写しの送付を受けたときは、汚染土壤の運搬、処理が終了を確認すること。 (法20条6項)	5年間 (規則72条)

(注) 汚染土壤の処理施設で処理を行った後で、別の汚染土壤処理施設（再処理汚染土壤処理施設）に搬出する場合は、施設間の運搬に係る管理票（二次管理票）が必要です。

(2) 期間内に管理票の送付がない場合、又は、必要事項の記載がない管理票の送付を受けた場合

管理票交付者は、次の場合、速やかに汚染土壤の運搬又は処理の状況を調査し、知事に届出なければなりません（法第20条第6項）。

区 分	届出様式	届出期限
管理票の交付日から「40日」まで「運搬受託者」から管理票の写しの送付を受けない場合	様式第30	速やかに
管理票の交付日から「100日」まで「処理受託者」から管理票の写しの送付を受けない場合		
必要事項の記載がない管理票の送付を受けた時、虚偽の記載のある管理票の送付を受けた時		

第9 主な罰則（法第65条～第69条関係）

<p>法第65条 （次の命令等に違反した者は1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設廃止時（調査猶予者の土地の形質変更を含む）の土壤汚染状況調査の未報告者への報告命令又は虚偽報告者への内容は正命令に違反 ・一定規模以上の形質変更時の土壤汚染状況調査の未報告者への報告命令に違反 ・土壤汚染による健康被害が生じるおそれがある土地の土壤汚染状況調査及び調査結果報告命令に違反 ・要措置区域内の汚染除去等計画の未提出者への提出命令に違反 ・要措置区域内の汚染除去等計画の変更命令に違反 ・汚染除去等計画の実施措置の制限期間に違反 ・汚染除去等計画への適合命令に違反 ・要措置区域内における土地の形質の変更の禁止に違反 ・知事の許可を受けず汚染土壌の処理を業として行った者 ・形質変更時要届出区域内の土地の形質変更計画変更命令に違反 ・汚染土壌運搬方法変更命令に違反 ・汚染土壌処理に係る汚染土壌処理業者への委託命令に違反 ・汚染土壌運搬違反者への措置命令に違反 ・汚染土壌処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合の措置命令に違反 	<p>（法3条4、8項）</p> <p>（法4条3項）</p> <p>（法5条1項）</p> <p>（法7条2項）</p> <p>（法7条4項）</p> <p>（法7条6項）</p> <p>（法7条8項）</p> <p>（法9条）</p> <p>（法22条1項）</p> <p>（法12条5項）</p> <p>（法16条4項）</p> <p>（法16条4項）</p> <p>（法19条）</p> <p>（法19条）</p>
<p>法第66条 （次に該当する者は3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査猶予者の土地利用方法の変更の無届又は虚偽の届出 ・調査猶予者の土地の形質変更の無届又は虚偽の届出 ・一定規模以上の形質変更の無届又は虚偽の届出 ・形質変更時要届出区域の形質変更の無届又は虚偽の届出 ・要措置区域等の汚染土壌搬出の無届又は虚偽の届出 ・要措置区域等の汚染土壌搬出届の変更の無届又は虚偽の届出 ・運搬の基準に違反して汚染土壌を運搬 ・汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者以外の者に委託 ・管理票を交付せず、若しくは管理票に必要事項を記載せず、又は虚偽の記載をして管理票を交付 ・管理票の写しを送付せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付 ・汚染土壌運搬者が汚染土壌処理委託者に対し管理票を回付しなかった者 ・管理票又はその写しを保存しなかった者 ・汚染土壌の処理の委託を受けていないのに、虚偽の記載をして管理票を交付 ・運搬受託者又は処理受託者は運搬又は処理が終了せずに管理票を交付 	<p>（法3条5項）</p> <p>（法3条7項）</p> <p>（法4条1項）</p> <p>（法12条1項）</p> <p>（法16条1項）</p> <p>（法16条2項）</p> <p>（法17条）</p> <p>（法18条1項、第22条7項）</p> <p>（法20条1項）</p> <p>（法20条3、4項）</p> <p>（法20条3項）</p> <p>（法20条5、7、8項）</p> <p>（法21条1、2項）</p> <p>（法21条3項）</p>
<p>法第67条 （次に該当する者は30万円以下の罰金）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・形質変更時要届出区域の形質変更の無届又は虚偽の届出 ・汚染土壌処理業者が汚染土壌処理に関し記録せず、若しくは虚偽の記載をし、又は記録を備え行った場合 ・土壤汚染状況調査に係る土地等において、求めた報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は県の職員等が行う立入検査を拒み、妨げ、忌避 	<p>（法12条4項）</p> <p>（法22条8項）</p> <p>（法54条1項、第3項、第4項、第5項）</p>
<p>法第69条 （次に該当する者は20万円以下の過料）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染除去等計画に基づく実施措置の結果の無報告又は虚偽の報告 ・形質変更時要届出区域に指定された際、その指定区域内で既に土地の形質の変更に着手している者で、指定日より14日以内の無届又は虚偽の届出 ・要措置区域、形質変更時要届出区域で、非常災害のため必要な応急措置として土地の形質変更を行った者で、変更した日より14日以内の無届又は虚偽の届出を行った者 ・管理票の送付、若しくは管理票に必要事項を記載せず、或いは虚偽の記載があったことの無届又は虚偽の届出 	<p>（法7条9項）</p> <p>（法12条2項）</p> <p>（法12条3項、16条3項）</p> <p>（法20条6項）</p>

○ 行為者及び法人に対する両罰規定が適用されます

法第68条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第66条から法第68条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第10 報告及び検査（法第54条）

次表の土壤汚染状況調査に係る土地等については、報告の徴収、立入検査の対象となります。

区 分	対 象	備 考
①土壤汚染状況調査に係る土地 (法54条1項)	土壤汚染状況調査に係る土地若しくは要措置区域・形質変更時要届出区域内の土地の所有者等、要措置区域・形質変更時要届出区域内の土地において汚染の除去等の措置を行う者等に対し、当該土地の状況等について報告を求め、当該土地に立ち入り、当該土地の状況等を検査	「土壤汚染状況調査に係る土地」とは、土壤汚染状況調査を行い、又は行った土地のほか、法第5条第1項に規定する土壤汚染状況調査の命令の対象となる可能性が高く、命令の対象となるかどうかを判断する必要性が高い土地
②汚染土壤の搬出及び運搬 (法54条3項)	汚染土壤を搬出した者又はその運搬を行った者に対し、汚染土壤の運搬若しくは処理の状況について報告を求め、これらの者の事務所、当該汚染土壤の積卸しを行う場所その他の場所若しくは汚染土壤の運搬の用に供する自動車等に立ち入り、汚染土壤の状況や、帳簿、書類その他の物件を検査	「汚染土壤の積卸しを行う場所その他の場所」とは、汚染土壤の積替場所や保管場所等
③汚染土壤の処理 (法54条4項)	汚染土壤処理業者又は汚染土壤処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壤処理業者若しくは汚染土壤処理業者であった者の事務所、汚染土壤処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査	「汚染土壤処理業者若しくは汚染土壤処理業者であった者の事務所」とは、汚染土壤処理施設に係る事業場以外の事務所であって、汚染土壤の処理の事業に関する業務を行う事務所

第11 県条例による土砂埋立て等における特定有害物質規制

埋立て等に特定有害物質を含む土砂等を使用した場合、特定有害物質が土壤を通じ地下水に溶け出し、周辺地域に地下水汚染を引き起こすおそれがあります。また、一度汚染された地下水の浄化には長い時間と多額の費用を要することから、土壤や地下水の汚染を未然に防止することが重要となります。

このため、県では「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」（平成16年3月石川県条例第13号）で、何人も、特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準（1頁）に適合しない土砂等を使用しての土地の埋立て、盛土等を行ってはならない旨の規定を設けています。

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（第114条）

- 何人も、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項に規定する汚染土壤処理施設において処分する場合を除いては、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の規則^{※1}で定める有害物質^{※2}による汚染の状態が規則で定める基準^{※3}（以下この条において「土壤基準」という。）に適合しない土砂等（土砂、砂利及びこれらに混入し、又は吸着したものをいう。以下この条において同じ。）を使用して、土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積（製品の製造又は加工のための原材料としての堆積及び当該事業区域において採取された土砂等を用いて行う土地の造成その他の事業を除く。次項において「土砂埋立て等」という。）を行ってはならない。
- 知事は、土砂埋立て等に土壤基準に適合しない土砂等が使用され、又は使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂埋立て等を行っている者又は当該土砂埋立て等の工事を請け負った者若しくは当該土地の所有者（以下この条において「埋立て事業者等」という。）に対し、直ちに当該土砂埋立て等を停止し、速やかに当該土砂埋立て等に使用された土砂等（当該土砂埋立て等により土壤基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部もしくは一部を撤去し、又は当該土砂埋立て等による土壤の汚染を防止するために必要な措置を取るべきことを勧告することができる。
- 知事は、前項の規定による勧告を受けた埋立て事業者等が当該勧告に従わないときは、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに当該勧告の内容を公表することができる。
- 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該埋立て事業者等に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

※1 規則：ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則

※2 規則で定める有害物質：土壤汚染対策法施行令第1条に規定する特定有害物質（1頁）

※3 規則で定める基準：土壤溶出量基準（1頁）

【問い合わせ先】

土壌汚染対策法に関する相談は、石川県環境政策課もしくは最寄りの保健福祉センター生活環境課までお問い合わせください（届出・申請は石川県環境政策課に行ってください）。

届出・申請・相談先	住 所	電 話	F A X
石川県生活環境部環境政策課	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1463	076-225-1466
相 談 先	住 所	電 話	F A X
南加賀保健福祉センター生活環境課	小松市園町ヌ 48 番地	0761-22-0795	0761-22-0805
石川中央保健福祉センター生活環境課	白山市馬場2丁目7番地	076-275-2642	076-275-2257
能登中部保健福祉センター生活環境課	七尾市本府中町ソ 27 番 9	0767-53-6893	0767-53-2484
能登北部保健福祉センター生活環境課	輪島市鳳至町島田 102 番 4	0768-22-2028	0768-22-5550

※ 金沢市内の土地に関しては、金沢市環境政策課（TEL076-220-2508）にご相談ください。

[届出・申請・報告様式等について]

届出・申請・報告様式や土壌汚染対策法の概要等については、石川県のホームページに掲載していますので、ご利用ください。



<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/shidou/dojou/kaiseidotaihou.html>

[土壌汚染対策法、指定調査機関、ガイドライン・マニュアル等について]

土壌汚染対策法の詳細等は、環境省のホームページに掲載していますので、ご利用下さい。

<https://www.env.go.jp/water/dojo.html>

○法令略称

- 「法」・・・土壌汚染対策法
- 「令」・・・土壌汚染対策法施行令
- 「規則」・・・土壌汚染対策法施行規則